離婚等合意書

令和５年●月×日

第１条（離婚の合意等）

　夫あおい太郎（以下「甲」という。）と妻あおい花子（以下「乙」という。）は、本日、協議離婚すること及びその届出は乙において速やかに行うことを合意し、かつ本件離婚に伴う給付等について次のとおり合意した。

第２条（親権者）

　甲乙間の長男一郎（平成□年〇月△日生）及び長女静子（平成□年〇月△日生）の親権者を、いずれも母である乙と定め、同人において監護養育する。

第３条（養育費、教育関連費用等）

１　甲は、乙に対し、上記未成年者らの養育費として、次の通り、毎月末日限り、乙名義のあおい銀行静岡支店普通預金口座（口座番号０１２３４５６）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

1. 長男につき、２０２２年５月から長男が満１５歳に達する日の属する月まで一か月３万円
2. 長男につき、長男が満１５歳に達する日の属する月の翌月から満２０歳に達する日の属する月（大学等に進学した場合は大学等を卒業する月）まで一か月４万円
3. 長女につき、２０２２年５月から長女が満１４歳に達する日の属する月まで一か月３万円
4. 長女につき、長女が満１５歳に達する日の属する月の翌月から満２０歳に達する日の属する月（大学等に進学した場合は大学等を卒業する月）まで一か月４万円

２　当事者双方は、上記未成年者に、病気、進学等の特別の支出が生じた場合は、その負担について別途協議する。

第４条（面会交流）

１　乙は、甲に対し、上記未成年者らと月１回程度面会交流することを認める。

２　面会交流の日時、場所、方法等については、子の福祉を尊重し、別途協議する。

第５条（慰謝料）

甲は乙に対し、慰謝料として、金××万円の支払義務のあることを認め、これを令和〇年△月末日限り、乙の指定する第３条に定める預金口座へ振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

第６条（財産分与）

甲は乙に対し、財産分与として金××円の支払義務の存することを認め、これを一括して、令和〇年△月末日限り、乙の指定する第３条に定める預金口座へ振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

第７条（年金分割）

　甲（第１号改定者）と乙（第２号改定者）は、対象期間に係る年金分割についての請求すべき按分割合を０．５とする旨合意し、その年金分割に必要な手続に協力することを約束する。

第８条（清算条項）

　甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもって全て解決したものとし、名目の如何を問わず、相互に何らの財産上の請求をしない。

以上本件合意成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自１通を保有する。

（甲）　氏名　あおい　太郎

住所　　静岡県静岡市葵区〇〇町１２－３４５

（乙）　氏名　あおい　花子

住所　静岡県静岡市駿河区××町６－７８－９